

## 【正誤表】

「通信講座 貸金業務取扱主任者資格試験対策講座 第2分冊」

「2020年度 国家資格 貸金業務取扱主任者資格試験 受験教本 第2巻 貸付けおよび貸付けに付随する取引に関する法令および実務」

| 該当箇所       | 誤  | 正  |
|------------|--|--|
| 2分冊<br>42頁 | <p>前述したように、契約の成立には当事者の合意（申込みと承諾）が必要とされます。当事者の合意だけで契約が成立するものを「諾成契約」といいます。</p> <p>これに対して、当事者の合意のほかに目的物の授受が必要であるものを「要物契約」といいます。<u>典型契約のなかでは、消費貸借契約（ただし、例外的に、「書面とする消費貸借契約」については、要物契約ではなく、諾成契約となります）・使用貸借契約・寄託契約の3つが、要物契約であるとされています。</u>金銭消費貸借契約については、後述します。</p> <p><b>【図表 1-21】 諾成契約と要物契約</b></p> <p>ノ<br/>     諾成契約：申込みと承諾だけで契約が成立する契約類型<br/>     ⇒民法の原則的パターン</p> <p>要<br/>     要物契約：申込みと承諾＋目的物の授受によって契約が成立する契約類型<br/>     ⇒消費貸借契約（「書面とする消費貸借契約」を除く）・<u>使用貸借契約・寄託契約がこのタイプ</u></p> | <p>前述したように、契約の成立には当事者の合意（申込みと承諾）が必要とされます。当事者の合意だけで契約が成立するものを「諾成契約」といいます。<u>現在では、ほとんどすべての契約について諾成契約としています。</u></p> <p>これに対して、当事者の合意のほかに目的物の授受が必要であるものを「要物契約」といいます。<u>現在では、消費貸借契約のうち書面によらないもののみが要物契約とされています。</u>金銭消費貸借契約については、後述します。</p> <p><b>【図表 1-21】 諾成契約と要物契約</b></p> <p>ノ<br/>     諾成契約：申込みと承諾だけで契約が成立する契約類型<br/>     ⇒民法の原則的パターン</p> <p>要<br/>     要物契約：申込みと承諾＋目的物の授受によって契約が成立する契約類型<br/>     ⇒消費貸借契約（「書面とする消費貸借契約」を除く）</p> |